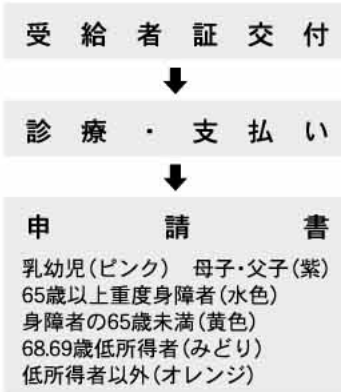


# 7月1日より 福祉医療費制度が変わります

□ 福祉医療費受給者証	
市町村番号	事業番号
受給者番号	
居住地	長野県
氏名	
生年月日	年 月 日 生 男・女
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	
発行機関名及び印	長野県富士見町長 <input type="checkbox"/>
交付年月日	年 月 日

福祉医療費受給者資格者証

今までは「医療費特別給付金支給申請書」を提出いたしていますが、これからは支給申請書が必要なくなり、7月受診分より「福祉医療費受給者資格証」を長野県内の医療機関（一部の隣接県）に提示するだけで、



今まで

## 福祉医療費の申請・給付方式が「自動給付方式」となります

申請が簡略化しました

今後



自動的に給付金を支給することになります。

保険証と共に必ず福祉医療受給者証を医療機関の窓口へ提示してください。

長野県外の医療機関で受診された場合は、今までどおり医療特別給付金支給申請書を保健福祉課社会福祉係の窓口まで提出してください。

### 受給者資格区分について

受給者の資格区分は、所得等により判定することになります。各受給者により、判定基準が異なりますので、詳細については保健福祉課窓口

でおたずねください。  
なお、受給資格があると思われる方には受給者証交付申請書を送付いたします。

### 自己負担金（一部負担金の導入）

福祉サービスの受益と負担を見直し、受給者の方に、自己負担金をお願いすることになりました。  
\* 68・69歳の方は老人保健一部負担金相当額（老人保健一部負担金相当額が300円に満たない場合は300円）  
\* それ以外の方は一レセプトあたり300円（300円に満たない場合はその金額）  
福祉医療費給付金から差し引いてお振込みいたします。



### 受給者資格

- ① 老人 68・69歳の人
- ② 母・父子家庭の親子
- \* 18歳未満の児童等を扶養している親とその子
- ③ 父母のいない児童
- ④ 障害者

\* 特別児童扶養手当の1級に該当する児童  
\* 身体障害者手帳1・2・3級所持者

\* 療育手帳A1・A2・B1所持者  
\* 65歳以上で身体障害者手帳1～3級・4級のうち音声、言語、下肢障害の人

\* 65歳以上で国民年金法に定める程度の障害（1級9・10・11号・2級16・17号）の人  
\* 精神障害者保健福祉手帳1級所持者（通院のみ）

\* 国民年金法に定める程度の障害（1級9・10・11号）の人

⑤ 乳幼児

\* 就学前児童（満6歳に達する日以降、最初の3月31日まで）

### 貸付制度について

福祉医療費の受給者の方で、医療費の支払いが困難な場合は、住民税非課税世帯を基準として貸付制度が利用できます。

貸付の際は、事前に別途申請、審査が必要になりますので詳しくは社会福祉係にお問合せください。

■ 問い合わせ先  
保健福祉課 社会福祉係  
☎ 62・9144  
(有) 9144